

会員資格に関する規則

2024/7/1

1. 正会員の資格は、年会費を納入することで毎年更新される。
2. 本人から退会の申し入れがあった場合、退会とみなし会員資格を失う。
3. 連続する 2 年度分の年会費が未納の場合には、理事会の議を経て、会員資格を失う。
4. 法人の名誉を著しく傷つけた場合には、理事会の議を経て除名することができる。

附則

この規則の変更は、理事会の議決による。

この規則は、平成 29 年 7 月 21 日から発効する。

この規則は、令和 6 年 6 月 30 日改正、同 7 月 1 日から発効する。